

つくば市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正の概要

1 改正理由

令和5年12月、個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則(令和5年個人情報保護委員会規則第5号、一部を除き令和6年4月1日施行)が改正されたことに対応するため。

2 主な改正内容

〔改正前〕 議会が取得・保有している個人情報の対象

↓

〔改正後〕 議会が取得し・保有している個人情報に加え、議会が取得しようとしている個人情報であって、保有個人情報として取り扱われることが予定されている情報も対象とするため。

3 施行日

公布の日からとする。